

平成23年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成23年 6月17日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 1号 平成22年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 4 報告第 2号 平成22年度京丹波町事故繰越し繰越計算書

第 5 議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第53号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第54号 京都地方税機構規約の変更について

第10 議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第11 議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）

第12 閉会中の継続調査について

第13 議員派遣

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

1番 横山 勲 君

2番 岩田 恵一 君

3番 篠塚 信太郎 君

4番 梅原 好範 君

5番 森田 幸子 君

- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 山 森 英 二 君
- 和知支所長 藤 田 真 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画政策課長 中 尾 達 也 君
- 税務課長 一 谷 寛 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君
- 保健福祉課長 堂 本 光 浩 君
- 子育て支援課長 山 田 由美子 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君

産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	木 南 哲 也 君
教育次長	谷 俊 明 君
代表監査委員	船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書 記	上 西 貴 幸

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・小田耕治君、15番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各委員会が開催され、提出議案の審査等について協議がなされました。

本会議終了後、この場において全員協議会を開催いたします。

議員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成22年度京丹波町繰越明許費繰越計算書～日程第4、報告第2号 平成22年度京丹波町事故繰越し繰越計算書》

○議長（西山和樹君） 日程第3、報告第1号 平成22年度京丹波町繰越明許費繰越計算書から日程第4、報告第2号 平成22年度京丹波町事故繰越し繰越計算書までを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、報告第1号 平成22年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌

年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました一般会計 町営バス運行事業特別会計繰出金ほか12件、水道事業特別会計 水道事業ほか2件、下水道事業特別会計 農業集落排水施設管理事業ほか1件、町営バス運行事業特別会計 運行一般事業の翌年度繰越額の総額6億364万8,000円であります。

これらに充当します財源は、既収入特定財源157万5,000円、国府支出金2億6,165万7,000円、地方債1億6,330万円、その他の財源1,909万1,000円、一般財源1億5,802万5,000円であります。

以上、報告第1号の説明といたします。

次に、報告第2号 平成22年度京丹波町事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しとして歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、一般会計 障害者福祉一般経費及びパイプハウス緊急復旧対策事業の2件であります。いずれも東日本大震災の影響により年度内の事業完了ができなくなったものであり、翌年度繰越額は2,177万7,000円であります。

なお、充当します財源は、既収入特定財源229万5,000円、未収入特定財源816万7,000円、一般財源1,131万5,000円であります。

以上、報告第2号の説明といたします。

○議長（西山和樹君） 以上で報告を終わります。

《日程第5、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第5、議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これで討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第6、議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第7、議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 今回提案になっております第4条の2項の内容でございますけれども、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用するとなっておりますんですが、行政財産の場合は建物とかいうことだったんですが、地上権もしくは地役権設定をする場合ということがあるんですが、具体的に京丹波町で考えた場合に、これに該当するようなことはあるのか。また、今後想定されるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 現在、地上権なり地役権の設置というのはございませんが、将来的には、地役権でございますれば電気通信事業者等によりますケーブル施設の敷設でありますとか、そういったことにつきまして地役権設定というのも可能性としては出てくるかなあというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） これまで電柱の敷地料とかそういうのはもらっておったと思うんですけれども、無償ということは特別理由があるということが必要やと思うんですが、今回の場合は建物の相手、貸し付けるのは京都府ということやということで、公的なそういうことから言うと当然理解はできるんですが、例えば、そういう営利を目的とするところに地役権、今説明あったんですが、場合に、例えば、議会の議決が必要やとかいうことは、これで言うと要らないということになるのか、当然必要となるのか、ちょっとあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 営利を目的とする場合につきまして、先ほどおっしゃいました電柱敷地料につきましては使用許可という方式でございまして、今回の条例につきましては無償貸付、または減額貸付ということでございますが、使用許可とはまた別物でございます。

あと、そうしたところに仮に貸付をするというふうな場合につきましては、この無償貸付、

または減額貸付をする場合については、この条例の制定によりまして議会の議決は不要ということになるということでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） その金額がどの程度やという場合もあるんですが、例えば対価という問題があるので、なかなか金額が出しにくいという場合もあるんですが、相当な距離を敷設するということになれば、例えば敷設地役権とかを設定するという場合に、やっぱり一定の町民の財産という立場からすれば当然契約も含めてですけれども、必要な場合にはいただくというのが当然やと思うんですけれども、その辺はやっぱり議会の報告をするとか、協議をするとかいうことも必要やと思うんですけれども、それは全く、これでいくともう必要ないと。幾ら地役権の距離がどうあろうと。例えば1カ所という場合と、敷設やったら一定の距離があると思うんですけれども、そういうことについてちょっともう一遍伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） この第4条の2につきましては、前項の規定を準用するということとございまして、無償貸付または減額貸付ができる場合というのは普通財産の貸付に準じるということで、相手先といたしましては、この第1号になってくるわけでございますので、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体等々というふうなことでございますので、こうした場合に無償貸付をするということとご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 これで討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号 京丹波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。



《日程第 8、議案第 5 3 号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第 8、議案第 5 3 号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 5 3 号を採決します。

議案第 5 3 号 京丹波町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 3 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 9、議案第 5 4 号 京都地方税機構規約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第 9、議案第 5 4 号 京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、地方税機構ができて一定の期間が来ておるわけでございますけれども、地方自治体というのは賦課徴収権というのを持っておるわけでございますけれども、税率やとか課税の減免とか免除やとかそういうことを行うことができる課税の自主権というのを持っておるわけでございますけれども、経費の削減というだけを目的にした効率化を追及していくと。いわゆる連合をつくっ

て、機構をつくって、そういうことで人件費や経費を削減していくという、そういうような中でこういうものができてきておるということもあるんですが、そういう考え方だけで進めていくと、この地方自治体の役割やとか機能、そういうものをやっぱりみずからなくしていくということになるんじゃないかと思うんですが、その点についてのちょっと町長の見解伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員が今おっしゃった経費削減という目的もあると認識はいたしております。私はどちらかと申しますと、税悪質滞納者という方が仮にあるとしたら、かなり専門的に対抗していくというような面もあったりして、この専門性を重視した機関だというような認識をしております。そうした点で京丹波町はこの機構に入って、そして税収の回収アップに努めていきたいと、そんな思いでいることを申し上げておきます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

東 まさ子君。

○8番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第54号 京都地方税機構規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

府と25の市町村で構成する京都地方税機構は、昨年4月から本格的に地方税や国民健康保険料、あるいは国保税の滞納処分共同徴収業務を実施し、約1年が経過をしました。

今回提案されているのは、新たに法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る賦課事務のうち、申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務を追加し、地方税機構が課税事務の共同化を行う、そのための規約変更を行うものであります。

そのもとで来年4月から本格的に法人関係の課税事務が開始されることとなります。この法人関係の課税事務に続いて、個人住民税、固定資産税、軽自動車税の3つの税目の賦課事務についても25年度をめどに実施が検討されていると聞いております。

地方自治体は賦課徴収権を持っております。税率や特別の納期を決めること、特別の事情がある場合の課税免除、減免などを条例で決めて行うことができる課税自主権があります。課税自主権は、憲法の定める地方自治の本旨に従って、自治体はその事務を処理するために必要な財源をみずから調達する権能であり、自治の根幹をなすものであります。

税機構が行うのは税の算定までと言いますけれども、自治体と税機構の業務区分を見ると、実務のほとんどを税機構で処理をし、各自治体には決議など意思決定の形式だけ残すという

もので、自治体が納税者と課税の実務を通じて、その声を行政に反映させたり、自主的に判断したりする能力を事実上奪うことにつながるものであると思います。

このように課税事務の共同化は課税自主権を侵害するおそれが極めて強く、課税事務の共同化の是非も含め慎重な検討が必要であることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかにありませんか。

次は、賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

議案第54号 京都地方税機構規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第10、議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

小田君。

○14番（小田耕治君） 4ページの歳出、支所費に関連してお尋ねしたいというふうに思います。

今回4,011万円の追加補正ということで、説明では京都府の林業大学校の講義研修室として貸し付けるため、和知支所の2階部分にある議場や委員会室、大会議室を改修すると同時に、雨漏り対策として屋根の改修も行うもので、財源については財政調整基金を取り崩して、町の一般財源で実施するという説明でありました。

林業大学校の概要につきましては新聞報道もされており、京都府が出している資料もいただいておりますが、もう少し具体的な内容について説明をいただきたいというふうに思います。

まず、1つ目には、大学校の学科構成でございます。どのような科とかコース、募集人員、そのうちで京丹波町に設置されている森林技術センター、今回改修する和知支所で研修・実習する科、コース、人員の予定はどのようになっているのか。

2つ目には、そのほかに京丹波町内ではどのような研修、実習が想定されているのか。

3点目には、今回は旧の建物という内容しか出ていないんですけれども、新たに建物の建設予定とかいうのは将来的にもないのかどうか。

4点目には、西日本で一つということで、遠方からの学生を支援するため、炊事から日常生活までを地域住民が親がわりとしてサポートする、指定寮を設けるとしているんですが、具体的にどのようなイメージなのか。一般家庭を対象に、こういう指定寮を設置するというのか、それともそのほかの既存施設を利用するというのか。全体的に林業大学を受け入れするという方向性での補正なんですけれども、林業大学そのものの全体像が見えるように説明いただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それぞれ担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 補正予算では支所費に上がっておりますが、林業大学校の開設ということで産業振興課のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には知事の記者会見の後の記者発表がございまして、その資料を議員の皆様方にお配りしております。その情報がこちらのほうもすべてでございまして、改めてお答えをさせていただきますと思います。

まず、大学校の学科構成につきましては、一つは、専攻科目として森林林業科という学科が設置されます。このほかに研修コースのある研修科が4つ設置されます。この研修科につきましては、一般の府民等の方が受講が可能であるということでございます。

森林林業科につきましては、高等学校を卒業程度の学力を有する方を対象にした2年間の専門的な学科であるということでございます。

このうち和知支所の2階で行われるものにつきましては、森林林業科の講習でございます。それから実習関係につきましては、森林技術センターのほうで行われると聞いております。それから研修科につきましては、内容に応じまして森林技術センター、それから支所、そのほかサテライト教室として京都府庁の旧館の一部を実習、講座の教室として利用されるというふうに聞いております。

それから、このほかにどのような研修、実習が想定されるのかということでございますが、今後、新設されるかもしれませんが、現時点では京都府からの資料以外のものはないと思われれます。

それから、ほかに新たな建物の建設予定はということでございますが、森林技術センター

の敷地内に実習棟を新築される予定だと聞いております。これにつきましては、開設に間に合うということになるかと思えます。

それから指定寮の件でございますが、指定寮とは、一般家庭におきますホストファミリーをイメージされております。これにつきましては町民の皆さんにホストファミリーのご協力をお願いしたいということでございますので、またお受けいただける方の紹介ですとか、仲介等をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 最後に質問しました指定寮の関係なんですけれども、結局、遠方から来られる方というのはやはり衣食住ですか、この部分がやはり一番家族としても本人としても心配をされる部分ではないかなあというふうに思うんですけれども、仮に、一般家庭でそういう形を受け入れするということになりますと、ちょっと想定してみたんですけれども、朝ご飯を食べて、それから昼ご飯は弁当を持っていくのか、どっかで食べるかわかりませんが、それから夕食を食べて、それを資料によりますと二、三人ずつぐらいのグループに分けて、それぞれの家庭で受け持つという形になりますと、2年間の森林林業科ですか、この生徒さんが対象になるというふうに思うんですけれども、この20名の方が仮に来られて、さらに2年目には40名の方が来られて、この人たちを通学できる範囲内で受け入れするということになると、かなり制約条件が出てくるんじゃないかなあというふうに思います。

1カ月とか2週間とか、いわゆるそれぐらいのホストファミリー的なものでしたら非常に受け入れも多く出てくるんじゃないかなあというふうに思うんですけど、2年間になると、その受け入れる家庭によつての差が出たり、それからいわゆる家族の中へ入り込んでいただくということになりますので、かなり難しく、仮にこれがうまくいかない、この林業大学の生徒さんを受け入れる体制としては非常にまずいんじゃないかなあというふうに思います。

仮に、こういう一般家庭がなかった場合に、さらに補完するような考え方があるのかどうか。それがないと本当に厳しいんじゃないかなあ。高齢化が進んでおる京丹波町内で、3人の人を2年間、衣食住を面倒見ていくというのは専門的な知識とか設備とか、そういうものがないと苦しいんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、その点についての見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 現代生活の中でこういったホストファミリー制度を導入する

ということとはなかなか難しいとは思っておりますが、京都府におかれましてはやはり高卒程度の方を安心して送り出せるということで、やはり里親制度的なものをつくっていききたいということでございます。なかなか困難だとは思いますがけれども地元の方を中心に、これからご協力いただける方を京都府とともにお願いしまして、できるだけ実現に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 先ほども申し上げましたように、20人という方が仮に応募されて就学されるという形になりますと7軒か8軒ぐらい、3人ずつとしてもやっぱりそういう受け入れの家庭が必要になるというふうに思うんですけれども、最終やはり受け皿として、仮に3世帯とか4家庭ぐらいで10何人かは受け入れられるけれども、残りの人が受け入れられないということになりますと、開校の運営そのものに大きな支障を来すんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のやっぱり補完的な考え方については受け入れを積極的にするという、京丹波町としては考えておく責任が出てきておるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、その点と、それから今回、その指定寮の対象となるのは、森林林業科だけの方を対象としているように説明の内容では思えるんですけれども、資料を見ても、林業トレーニングコースということで研修科のほうで20名、2カ月間という研修が項目の中に設定されているんですけれども、この人たちは、いわゆる住むところですね。そういうのに対しての整理ができていますかどうか。その点も伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 現時点では、この指定寮につきましては、できるだけお受けいただける方を探していきたいということしか、ちょっと申し上げられませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから研修コースにつきましては一定、その社会生活をされている方が対象になると思いますので、指定寮を利用される方はないのではないかなと思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私もちょうとあわせて伺っておきたいと思うんですけれども、今、ホストファミリーのことがお尋ねも出ておるんですが、確かにこれまでいろんな国体も含めて、それから外国との関係でそういう指定を預かったということで、2週間とか最高1カ月という、そういうことはあるようでございますけれども、今もありましたように、2年間という期間の受け入れというのは相当、受け入れるほうもそういう戸惑いも含めてですけれど

も、なかなか問題としては課題があるんじゃないかと思うんですけども、これまでいただいている資料では、もう7月下旬から学校説明会を府内及び大阪で順次開催するということになっておるんですが、現時点でそういう受け入れていただくということが例えば、5家庭あるんだと。5つの世帯だとかいうのがはっきりして、これ進めていかんと、そういう今回、ホストファミリーというのが非常にメインといたしますか、なっているんですけども、実際に地元として受け入れができひんということも起こり得るんじゃないかと思うんですけども、その辺は、地元としてはきちっと責任を持つということで京都府のほうへ回答といたしますか、協議の中でされておるのか。これから地元をお願いをして何とかという、そういう考え方なの。ちょっとその点伺っておきたいということが1点。

それから、確かに林業大学校への期待もあるわけですが、この学校をいわゆる今、森林林業科ですので卒業した場合、どういう資格が取得できるのかと。普通、亀岡に以前ありました農業の専門学校でしたら短大卒になるとかいう、そういう扱いがあったんですが、今度の林業大学校というのは何かそういうものがあるのかどうか。専門的なそういう機械の使い方とか、そういうものはあるようですし、京都府のそういう認定みたいのはするんだということがあるとは思いますが、公的にそういうのが、資格というのがあるのかどうか。非常にそういう点では、学校へ生徒を集める、来ていただく面でも、その魅力の問題からいうと非常に大事やと思うんですけども、そういうことはどうなのかということ。

それから林業大学校、将来的に、例えば現在そういう、ことし発表されたところですので、短大卒の扱いがされるようにしていくべきじゃないかというふうに考えるんですが、そういう方向はあるのかなのか含めて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 指定寮がない場合の責任についてでございますけれども、現時点では地元の区長様に、こういったことで京都府のほうからお願いがあるので、ご協力していただきたいということでお願いをし始めたところございまして、結果として、あるかないかというのはちょっとわかりませんので、現時点ではちょっとお答えできません。お許しください。

それから公的資格の関係でございますが、直接的な資格の取得ができるというのはないのかなと思っています。一般的な知識とそれから林業にかかわる技術の習得が中心になるかと思いますが、府独自の技術認証制度というのを設けられる予定でございまして、その技術の認証につきましては取得ができるというふうに考えられますし、その他関連しまして、授業の中で会計関係の授業もございまして、簿記会計ですとかそういった資格的なものは関

連した中で取得はできるかなというふうに思っております。

それから、大学の短大ですとかそういった専修学校への格上げにつきましては、この林業大学校は学校教育法に規定されていない学校ということで、現時点では専修学校、大学等への格上げといえますか、適応はないものとして考えられております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町長にちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回、林業大学校の開設に伴う研修室の改修の費用ですね。施設の使用は無償で貸し付けるということになっておるんですが、当然これ府立の学校でありますので、必要な改修費用というのは当然京都府が責任を持つというのが基本だと思うんですけども、雨漏りの関係は当然、京丹波町が持つということになったとしても、教室などの改修費について京都府でも負担をしていただきたいということを正式に協議をされたことがあるのかどうか。その点、1点伺っておきます。

それから、防災費にかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですけども、この間、一般質問の中でも防災計画の見直しということを表示されておるんですが、現時点では国の指針もまだ出されていないということなんですけれども、一つは、何を基準にして防災計画を立てようということなのか。この間、いろいろ新聞報道なんかを見ておりますと、それぞれの市町村の独自で立てていくということも表示をされておりますが、町独自の防災計画としては、20キロ、30キロ圏内もちろん、やっぱり50キロ圏内も防災計画に入れて考えるべきだというように考えるわけですが、その点、ちょっと町長の見解伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今度の防災計画の見直しについては、一言で申しますと、原子力編を新たに加えるということでありまして、林業大学校について、もちろんそうした改修、できたら京都府でという話はもちろん出します。しかし、それですと雰囲気として、なかなか要望活動成就にならんという雰囲気も受けました。そういうことが1点あります。

それとホストファミリーとかということが議論になっているんですけど、私がいろんな交渉の中で感受したことを申しますと、せめて地元を少しでもいろんな形で波及効果として、林業大学校設置にかかわって地元も幾らかよくなるようにというような意味もあって、そうした話があるんだと思っております。

私はもう率直に言うてます。そんなことしたらだれも応募者ないでと。私もそういう体験あるんですけど、高等学校まで出て、仮に中学校出てであってでもいいと思うんですが、親か



ら何とか解放されたいと思って家出る人が大多数なんです。1年ぐらいは我慢してくれるけど、皆もう、寮やったら1万円もらうけど、1万円つけて、実際はただで入ってもらうのに高いとこ、いわゆるアパート代というのかマンション代いうのか知らんけど払うて、きょうび、自活してはる人が大多数なんです。本当にひよっとしたらそういう経済的にも困っている状況でも林業大学を応募されてる方がある可能性があるんで、地元としてはできるだけそういう方については、受け入れられるようにやろうやないかというような指示はしてます。そういう人をもう集中的に受け入れようというような考え方で京都府と交渉してきたつもりでおるんです。

あるいは、4,000何がし初期投資があるんですけど、仮に10年、20年、和知支所の2階ほったらかしときますと、それぐらいはかかるんです。いろんな形で維持管理が。そやけど、それを借りてもらっていると京都府が後は、最初はただで入ってもらっても、いろんなその時々改修はしてもらえると。雨漏りについてもやっぱり全体で、できるだけ入ってもらったら今度、何割かでも負担してほしいというような交渉ということかお願いができるなあとというようなことを想定して、この林業大学校の誘致を進めたということでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田 均君。

○15番（山田 均君） ただいま提案されております議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

平成23年度京丹波町一般会計補正予算は、5,830万円を追加し、総額106億6,030万円となる補正予算です。今回の補正予算の中心は和知支所の大規模改修の費用であります。改修の目的は、京都府が来年4月から開校する予定の林業大学校の教室、講義室や控室に使用するための改修費、あわせて空調設備と雨漏りの改修も含まれているとの説明がありました。

私たちは、京丹波町に府立林業大学校を誘致するためにいろんな方の努力と協力があったことも含め、町長の努力を評価するものです。また、大いに歓迎をするものです。今回の府立の林業大学校の開校に伴い、京丹波町民の財産である支所の建物を無償で貸し付けることについては、府立の林業大学校であることから住民の合意と納得は得られると考えます。しかし、林業大学校の開校のために施設の改修を行うのは、府立の学校であることから京都府

が責任を持って行うのが当然であると考えます。

誘致をするためにどんな約束をされたかわかりませんが、百歩譲ったとしても雨漏りの改修費用以外の教室として使用するための改修費用などは当然、京都府が負担をすべきと考えます。京丹波町として町民の財産を他の団体が使用する場合には、使用料や改修費が必要な場合は当事者が負担する、そういう原則に基づき、京都府と協議を十分されたのかも不十分であります。ホストファミリーについても協議がまだまだ不十分であると考えます。

6月議会で提案されている補正予算は、東日本の災害を受けて緊急に防災計画を見直すための費用なども含まれておりますが、支所維持管理事業に対する問題点を指摘して、議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計歳入歳出補正予算（第2号）の反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第11、議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、閉会中の継続調査について》

○議長(西山和樹君) 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第13、議員派遣》

○議長(西山和樹君) 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件について、会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することといたしたいと存じます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会

いたします。

閉会 午前 9時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 小田耕治

〃 署名議員 山田均